

## 脱水実験に使用する汚泥の提供について

事業者が本件事業への参入の検討する際、浄水場の実際の汚泥を使用して脱水実験を行なうことを希望する場合、以下の手続きにより汚泥を提供する。

### 1 申込み

平成21年1月下旬～3月下旬に実施することを想定している。申込方法の詳細は別途通知するが、様式7の汚泥提供申込書に必要事項を記載の上、Eメールにより申し込むこと。

- ・ Eメール [hokusoupfi@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:hokusoupfi@mz.pref.chiba.lg.jp)

### 2 費用負担等

汚泥は無料で提供するが、運搬及び処分等に必要な機器類の使用料等一切の費用は事業者が負担するものとする。

### 3 提供場所

汚泥は北総浄水場排水処理施設内で提供するが、採取場所については現地職員の指示によるものとする。原則として事業者の希望の日時に沿うことを予定しているが、希望に添えない場合は千葉県水道局技術部計画課から事業者あてに連絡する。

### 4 注意事項

県水道局から脱水実験のために提供される汚泥については、産業廃棄物となるため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の規定に従い、適正に運搬、管理及び処分を行なうこと。

提供する汚泥の量は原則として事業者の希望する量を提供するが、排水処理業務の都合等で希望に添えないこともある。

### 5 再提供

事業者の要望等に応じて、上記以降の期間（入札公告後を含む）において、再度汚泥提供の機会を設けることを想定している。申込方法・期間等は別途公表する。